

北京大野木マイツ・天津大野木マイツニュースレター

2014年1月号

2014年1月28日 担当:鈴木明男

増値税改革における増値税対象業種の拡大と 国際物流代理サービス、セールスアンドリースバックの 増値税計算方法の変更

2013年12月12日付で『鉄道運輸及び郵政業を営業税の増値税への徴収変更試行に組み入れることに関する通達』（財税〔2013〕106号。以下106号通達という）が公布され、課税サービスの範囲、課税売上高について差額徴収の方法が再度規定されました。また、研究開発や設計サービスの輸出に係る免税・還付の方法がその調達又は開発方法によって、明確に区別されております。

106号通達により2013年8月1日に公布された『交通運輸業及び一部の現代サービス業における営業税の増値税への徴収変更試行に係る税収政策の全国展開に関する通達』（財税〔2013〕37号。以下37号通達という）は廃止となり、細かな点の改正もありますが、多くの会社様に影響のありそうな点を以下にまとめましたのでご確認ください。

1. 対象業種、業務の拡大

106号通達により増値税の課税サービスの範囲が拡大されました。

追加された主な業種のうち一般事業者の方々に関連すると思われるものには以下のようなものがありますが、これらのサービスを受けている場合には、今後、増値税専用発票を受領することにより増値税の仕入控除をとることが可能となり、税負担の軽減が図れます。

【増値税取引に追加された業種】

- (1) 鉄道運輸サービス（税率 11%）
- (2) 郵便ユニバーサルサービス等の郵政サービス（税率 11%）
（注）郵便貯金サービスは金融・保険業として営業税取引
- (3) 以下の一部現代サービス業（税率 6%）
 - ① 研究開発と技術サービスにおける 技術テスト・技術研修
 - ② 鑑定・証明コンサルティングサービスにおける 翻訳サービス

2. 差額徴収方式の復活

国際貨物運輸代理サービス、ファイナンスリースのセールス・アンド・リースバックについて、増値税の課税売上高の計算が、差額徴収の方法に変更となりました。

(1) 課税売上高の計算方法

① 国際貨物運輸代理業者

課税売上高 = (取得した全ての代金等) △ (航空会社、船会社等へ支払った費用)

2013年8月1日以降は、航空会社などの外部へ支払った金額を取得代価から控除できなくなりましたが、今回、控除した後の金額を課税売上とする計算方法が復活しました。これにより、国際貨物運輸代理業者へ支払う際に支払う増値税額が少なくなります。

② セールス・アンド・リースバック

課税売上高 = a △ (b + c)

- a. 取得した全ての代金及び代金外費用
- b. レッシーから取得した有形動産代金元金
- c. 支払った外貨・人民元借入利息＋債券発行利息

(2) 適用時期

上記取り扱いは、2013年8月1日に遡及して適用されます。

3. 総会社と分会社の合算納税について

分会社(支店)を有する場合の合算納税について、総会社と分会社が同一の県(市)に所在しない場合には、原則として総会社と分会社それぞれ増値税の申告納税が必要ですが、総会社が分会社分を合算して申告納税することについて、財政部及び国家税務局が批准した場合には、総会社の所轄税務機関にて申告納税することができる旨規定されていました。

今回の106号通達により、「省財政庁(局)及び国家税務局」の批准により一括申告が可能な分会社の範囲が「同一の省(自治区、直轄市、計画単列市)に所在している分会社」と明確にされました。

4. 貿易企業の研究開発サービス、設計サービスの輸出

(1) 免税・還付方式

対外貿易企業の研究開発サービス及び設計サービスの輸出について、自ら開発した場合と外部調達した場合とで免税・還付の方法が区別されました。

①外部調達：免税・還付方式により計算

②自社開発：生産企業とみなし免税・控除・還付方式により計算

(2) 輸出価額が仕入価額を下回った場合

輸出価額が仕入価額を下回った場合、下回った部分に対応する仕入税額は還付せず、コスト負担することが規定されました。

5. まとめ

増値税取引の対象業種が拡大されたことにより、新たに増値税取引の対象となった業種については、増値税専用発票を取得することで仕入税額控除が可能となりますので、増値税納税額の軽減に寄与します。

また、国際貨物運輸代理サービスや、ファイナンスリースのセールス・アンド・リースバック等について、差額徴収の方法が復活したことで、依頼主や借主の支払い増値税の減少が期待できます。

研究開発・設計サービスを輸出する場合、外部調達又は自社開発かで還付金の計算方法が異なっていますので、注意が必要です。

分会社がある場合の総会社は、分会社の増値税を合算して納税する場合の条件及び認可機関がより明確になりましたので、ご注意ください。

以上、ご質問、ご不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください(完)